

観音寺市教育大綱(案)

《基本理念》

人が輝き 未来を拓く
ときめきのまち観音寺

少子高齢化やグローバル化の進展、A Iに代表される情報通信技術の発達など、教育を取り巻く環境は急激に変化し、現代は、その特徴である、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「^ブ^ー^カVUCA」の時代とも言われています。

教育は、人づくりを通じて、より良い明日の社会を創造する営みです。複雑で予測困難な社会であるからこそ、次代を担う子どもたちには、「生きる力」を育むとともに、ふるさとへの誇りと夢や志を持って、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手として、自らの将来を切り拓いていく力を育てたいと願います。

そして、学校・家庭・地域が連携し、子どもの育ちを支えるとともに、教育に関わる大人もともに成長する教育を推進します。

また、市民一人一人が、様々な文化芸術に触れるとともに、生涯学習やスポーツを通じて、自らの居場所と生きがいを感じ、それぞれのライフステージにおいて、豊かで輝く人生を実現できる、ときめきのまちの創造を目指します。

《基本目標》

I 豊かな人間性を育む教育の推進

II 青少年の健全育成活動の推進

III 生涯学習体制と学習機会の充実

IV 生涯スポーツの推進

V 歴史、文化、芸術の継承と創造

VI 人権教育と人権啓発活動の推進

≪基本方針≫

I 豊かな人間性を育む教育の推進

1 確かな学力と豊かな人間性の形成

- 子ども理解を基盤にした保育力や授業力の向上を図り、主体的・対話的で深い学びの視点から、保育・授業内容の改善を進めます。
- 他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心などの道徳性や社会性等、豊かな人間性を育むとともに、地域の人々との交流や自然や文化に親しむ中で、ふるさとへの愛着を育む学習を充実します。
- 情報活用能力をはじめ、時代の変化に対し、柔軟かつグローバルな視点で対応していく力を育てます。

2 特別支援教育の推進

- 関係機関との連携を図り、特別な支援を要する子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援を行います。そして、お互いの個性や違いを認め合い、共生する態度を育てます。

3 幼保こ小中連携教育の推進

- 幼稚園から中学校に至るそれぞれの発達の段階に応じた、互いの保育・教育を理解し合い、子どもの円滑な学びの接続を図ります。

4 学校施設の改修と統合の推進

- 施設や設備の整備・充実に努め、子どもたちが意欲的に学ぶことができる安全で快適な教育環境づくりに取り組みます。

5 食育の推進と学校給食施設の整備

- 望ましい食習慣を習得するとともに、地産地消や郷土食の提供に取り組み、郷土の食文化に対する理解と多様な食文化を尊重する姿勢を育成します。
- 安全・安心でおいしい給食を安定して提供できるよう、学校給食センターの整備を進めます。

II 青少年の健全育成活動の推進

1 健全育成活動の推進

- 関係機関と情報を共有し、広報、啓発活動を推進するとともに、青色防犯パトロール隊等による巡回活動など、地域ぐるみの活動を推進します。
- インターネットやSNS等の適切な利用方法について、学校や家庭と連携して周知・啓発に努め、情報化社会への対応力を強化します。

2 補導活動の推進と少年問題相談体制の充実

- 補導員を中心とした、青少年の補導や見守り活動を推進するとともに、専門家や専門機関との連携を強化し、相談者のニーズに応じた相談体制の充実に努めます。

III 生涯学習体制と学習機会の充実

1 生涯学習推進体制の充実

- ボランティア団体等との連携を図り、趣味やボランティア活動など、様々な分野における生涯学習活動の指導者の育成及び確保に努めます。
- 地域コミュニティの中心であるとともに、生涯学習を支える拠点である公民館等の生涯学習施設について、適正な維持管理と計画的な整備に取り組みます。

2 学習機会の拡充

- 生涯にわたり自己を高め、豊かで充実した生活が送れるよう、市民向け講座や体験型教室などの充実を図り、市民のニーズに応える学習機会の提供に努めます。
- 図書館でのイベント等の開催を通じ、利用啓発を図るとともに、子どもが本に親しむ機会の拡充に取り組みます。

IV 生涯スポーツの推進

1 スポーツ環境の整備

- 気軽にスポーツを楽しむことができる機会や場所を提供し、健康づくりに資する取組を推進します。
- スポーツやレクリエーション活動の拠点となる社会体育施設について、適正な維持管理と計画的な整備に取り組みます。

2 スポーツ団体の育成や情報提供の充実

- スポーツ団体の自発的な取組やその指導者の育成を支援するとともに、広報紙やSNSを活用して、スポーツやレクリエーション活動に関する情報提供に努めます。

V 歴史、文化、芸術の継承と創造

1 文化芸術活動の推進

- 地域における固有文化の保存や伝統芸能活動の継承を支援するとともに、市民会館におけるイベントやコンサート等の開催を通じて、すぐれた文化、芸術に触れる機会の拡充を図ります。

2 文化財の保存と活用

- 「国指定史跡大野原古墳群」等の指定文化財をはじめとする各種文化財を保存するとともに、学校や関係団体と連携を図り、その有効活用を推進します。
- 重要遺跡等を大切な財産として確実に後世に引き継ぐため、計画的な調査と適正な保存に努めます。

3 文化芸術関連施設の活用

- ふるさと学芸館等、歴史的資料等を保存・展示している施設や、市民会館等の文化芸術活動の拠点施設を適正に維持管理するとともに、学びの場としての活用を推進します。

VI 人権教育と人権啓発活動の推進

1 人権教育の推進

- 人権の大切さやあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を育み、課題解決のために積極的に行動する意欲や行動力をもった子どもを育成します。
- 公民館活動やP T A活動等を通じて、人権・同和教育を推進し、人権意識の醸成を図ります。

2 人権啓発活動の推進

- 人権研修会や講演会の開催、人権擁護に関する作品募集等、啓発活動を推進するとともに、ふれあい文化センターで実施している事業の充実に努めます。
- L G B T Q や S N S 上での人権侵害など、多様化する新たな人権課題の解決に向けて啓発活動を推進します。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定するものであり、「第2次観音寺総合振興計画」における教育、文化・芸術及びスポーツの振興に関する施策と方向性を同じくするものです。

また、国際社会全体の開発目標であるSDGsの達成も踏まえて基本目標を推進します。

なお、今後は、総合振興計画との調和を図りながら、概ね5年を1サイクルとして、必要に応じて見直すこととします。



令和5年 月